



企業法務セミナー

屋号続用の責任

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

株式会社Aは「Sマート」という店名でスーパーマーケットを営業していました。当社は日配品卸として継続的にSマートに商品を納入する取引関係にあったのですが、昨年末から売掛金の支払が滞り、A社に対し売掛金の支払を求めたところ、A社は、既に株式会社Bにスーパーマーケット事業を譲渡し何ら財産は残っていないので弁済はできないと言っています。

B社は事業譲受後、Sマートの店名をそのまま使い店舗営業を続けています。当社はA社に対する売掛金をB社に請求することができないでしょうか。

1 商号を信用した者の保護

商号とは商人や会社が営業上自己を表示するために用いる名称です。

会社法22条1項は「事業を譲り受けた会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、その譲受会社も、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。」と定めています。この規定の趣旨は、商号が続用される場合には、事業上の債権者は、事業譲渡の事実を知らず譲受会社を債務者と考えるか、知ったとしても譲受会社による債務引受があったと考え、いずれにしても譲受会社に対して請求をなし得ると信じ、事業譲渡会社に対する債権保全措置を講じる機会を失するおそれ大きいことなどに鑑み、債権者を保護するところにあります。

譲受会社が会社法22条第1項の規定により譲渡会社の債務を弁済する責任を負う場合には、譲受会社の責任は、事業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅するとされており（同条3項）、譲受会社に請求するには期限があります。

2 商号と屋号

屋号とは一般的にいう店舗名称のことで、商号とは異なります。商号と屋号を共通の名称にすることも、商号の一部を屋号として使うことも、商号と別個の屋号を使うこともあります。本件でいえば、株式会社Aや株式会社Bという名称は商号ですが、Sマートという名称は屋号です。

屋号も一定の条件下においては、商号同様、取引の当事者を特定するうえで重要な機能を営んでいる場合があります。そこで事業譲渡の際に商号ではなく屋号を続用した場合の事業譲受会社について、会社法22条1項の類推適用がないかが問題となります。

東京地裁平成元年11月29日判決は、譲渡人有限会社徳泉閣ホテルから徳泉閣ホテルの営業譲渡（商法上の用語であり、会社法上の事業譲渡と同義です。）を受けた三優商工株式会社が「徳泉閣ホテル」を屋号として続用したという事案において、屋号「徳泉閣ホテル」は商号「有限会社徳泉閣ホテル」の重要な構成部分を内容とするものであるから、これを続用した三優商工株式会社は、（旧）商法26条1項（会社法22条1項に相当）の規定の類推適用により、訴外徳泉閣の営業によって生じた債務について譲渡人と連帯して弁済すべき義務を負うとしました。

長野地裁平成14年12月27日判決は、譲渡人ふろさと村株式会社からカラオケボックス店「カラオケハウスモンビラージュ」の営業の譲渡を受けた株式会社オンセンが「カラオケハウスモンビラージュ」を屋号として続用した事案において、営業譲渡の前後を通じて営業の外形にほとんど変化がなく、屋号が商取引上当事者を特定する上で重要な機能を営んでいる場合において屋号を続用するときは、（旧）商法26条1項（会社法22条1項に相当）の規定の類推適用により営業譲受人が営業譲渡人の債務につき弁済すべき責任を負うとしました。

これらの裁判例は、営業譲渡に伴い続用されるものが、商号そのものではなく屋号である場合でも、その屋号が譲受人の営業上重要な機能を営んでいるものと認定し、営業譲渡人の債権者にとっては、商号続用の場合と同様、営業主体の交代を知ることができないため、または、その事実を知っていたとしても、譲受人が当然に債務も引き

受けたと考えがちなため、譲渡人の債権者を保護することを相当としたものといえます。

3 譲受人の免責

会社法22条2項は、「前項の規定は、事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨の登記をした場合には、適用しない。事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受会社及び譲渡会社から第三者に対してその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。」としています。

この規定は、事業譲受人が屋号を続用する場合においても類推適用されると解されます。登記実務においては事業譲渡に際し譲受人が譲渡人の屋号のみを続用する場合であっても免責の登記ができるとされており、また、屋号を続用する譲受人は、事業譲受後遅滞なく譲受人及び譲渡人から第三者に対し譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨の通知をすれば、通知を受けた第三者との関係では免責されることとなります。

4 本件の場合

本件では、A社からB社への事業譲渡において商号の続用はありませんが、「S マート」の屋号こそ当事者の特定において重要な機能を営んでいるといえます。B社はS マートという屋号を続用し、A社が営業していた店舗を使い、A社と同様の営業をしているので、事業譲渡の前後を通じて営業の外形にほとんど変化がないといえます。したがって、B社が免責の登記や当社に対する免責の通知をしていない限り、会社法22条1項の類推適用により、当社のA社に対する売掛金債務についてB社も弁済する責任を負うことになり、当社はB社に対し当該売掛金の支払いを求めることができるものと解されます。